

令和5年度(2023年度)第2回熊本市障害者施策推進協議会議事録

○ 日 時

令和5年(2023年)11月16日(木)14時~16時

○ 場 所

熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

○ 出席委員(順不同)

相藤委員(会長)、山野委員(副会長)、松村委員、福富委員、多門委員、堅島委員、宮田委員、水田委員、作田委員、高三瀨委員、竹内委員、古城委員、植田委員、村上委員、山田委員、古閑委員、高田委員

○ 欠席委員

木下委員、玉垣委員、小山委員

○ 次第

1 開会

2 議事

(1) 熊本市障がい者生活プラン(素案)について

(2) 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)について

3 閉会

○ 配布資料

・ 次第

・ 委員名簿

・ 席次表

・ 熊本市障害者施策推進協議会条例

・ 質問・意見への回答

・ 熊本市障がい者生活プラン(素案)の概要

・ 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)の概要

・ 資料1 熊本市障がい者生活プラン(素案)

・ 資料2 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)

議事

進行	1 開会
相藤会長	<p>2 議事</p> <p>(1) 熊本市障がい者生活プラン（素案）について</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。議事の1 熊本市障がい者生活プラン（素案）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>障がい者生活プランは、障害者基本法に基づく、本市の障がい者施策に関する基本的な計画です。今年度が現在の計画期間の最終年度であるため、次期計画の策定作業を進めているところでございます。</p> <p>まず、1ページの趣旨については、事業の継続性や一貫性の観点から、原則、これまでのプランの考え方や取組を継続しつつ、障がいのある人のニーズやこれまで実施してきた成果・課題等を踏まえて策定するものとしています。</p> <p>続いて、基本理念については、「自立と共生、そして活躍できるまちへ」としております。これまでの「自立と共生のまちづくり」の考え方を生かしつつ、一人ひとりが自らの意思決定に基づいて、個人の能力や適性に応じていきいきと生活をし、活躍できる環境づくりを進めていくことを目指しています。</p> <p>計画の位置づけにつきましては、第5次障害者基本計画、第6期熊本県障がい者計画だけではなく、本市の総合計画や関係する分野別の計画と整合性を図っていくこととしております。</p> <p>なお、計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としておりますが、今後、庁内での協議のうえ、期間が短縮される可能性もございます。</p> <p>次に、2ページの基本目標についてです。基本目標につきましては、今回、新たに基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」を追加しており、前回まで3つの目標だったところを、今回から4つの目標へと変更しています。</p> <p>まず、基本目標の1「障がいへの理解啓発と権利擁護」については、成果目標や分野別施策の変更はございませんが、障がい者サポーター制度の推進を、施策の方向性の1つとして設定するなどの見直しを行っております。</p> <p>なお、成果目標の2つ目「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」について、資料1では「集計中」としておりましたが、当事者アンケートの結果に基づき、令和5年の基準値を34.8%と設定しました。これに対する目標値は検討中でございますが、この数値が少しでも下がるような形で、目標を検討していきたいと考えています。</p> <p>続いて、基本目標2「質の高い地域生活の実現」についてです。</p>

	<p>分野別施策等についての変更はございませんが、新たな成果目標として、「障がいのある人が地域で安心して暮らすための支援や相談体制が整っていると思う割合」を追加しています。こちらについては、当事者アンケートの結果に基づき、令和5年度の基準値として38.4%と設定しています。資料1には記載がないと思いますので、追記をお願いします。</p> <p>なお、目標値は現在検討中ですが、この数値が少しでも上がるような目標を設定したいと考えております。</p> <p>続いて、3ページの基本目標の3「自立と社会参加の仕組みづくり」についてです。</p> <p>新たな取組等はありませんが、既存の就労支援、移動支援、意思疎通支援などの環境を整えて、障がいのある人の自立や社会参加を推進するために整理を行っております。</p> <p>成果目標については、「熊本市障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障がいのある人の数」と、「市主催の手話講座の受講者数」ということで、2つ挙げさせていただいております。</p> <p>最後に、基本目標の4「安心・安全な生活環境の整備」についてです。</p> <p>成果目標についての変更はございませんが、分野別施策の「安心・安全なまちづくりの実現」から「生活環境の向上」を分けて、住まい環境の整備やバリアフリー化の推進を図っていくこととしております。</p> <p>成果目標につきましては、当事者アンケートの結果に基づき、令和5年度の基準値として34.1%と設定しています。資料1には記載がないと思いますので、追記をお願いいたします。こちらについても、目標値の検討を行っているところですが、数値が少しでも高くなるように設定したいと考えています。</p> <p>計画の進行管理については、今回の障害者施策推進協議会でご報告し、今後、内容について検証していきたいと考えております。また、当協議会を含めた各種会議や、関係団体への意見照会、そして、市民向けのパブリックコメントなどを予定しておりますので、その中でいただいた意見を参考にしながら、策定作業を進めてまいります。</p> <p>資料の説明は以上です。ここからは、委員の皆様から事前に頂いたご意見・ご質問について、資料「質問・意見への回答」に沿って回答してまいります。回答はそれぞれの担当課からご説明します。※「質問・意見への回答」参照</p>
相藤会長	ただいまの説明に関して、ご質問はありませんか。

<p>松村委員</p>	<p>1 番目の質問については、内容検討を見直すということで、ありがとうございます。</p> <p>2 番目の質問ですが、インクルーシブという言葉は、今の福祉分野において使わないわけにはいかない言葉のように思いましたので、意見に書かせていただきました。素案において「インクルーシブ教育」という言葉は出てくるのですが、「インクルーシブな社会」とか「インクルージョン」とか、そういった全体を指し示したキーワードがなかったので、せつかくなら入れても良いのではないかと思ったところです。</p> <p>3 番目と 5 番目の質問については、いつもお伝えしているとおりです。やはり私も当事者団体、特に知的障がいに関しては、当事者としての発言がなかなか難しいところがあります。だからこそ、親の立場として、やはり目標値は 0% または 100% であってほしいと言わざるを得ません。今日、初めて当事者アンケートの結果を拝見しましたが、評価が下がっている項目について、その要因を深く掘り下げる必要があるのではないかと思います。この会議は、そういった場ではないかもしれませんが、また違った機会でも良いのでしっかり分析をして、次期プランに反映させていただきたいと思います。</p> <p>そして、素案を拝見してやはり感じるのが、人手不足です。障がい者が支援を受けながら自己決定できる社会環境というのは、障がい者を支える人や、障がい者に対する理解があり、寄り添う人たちを 1 人でも多く熊本市内に増やしていくことが必要になります。そのためにどのような取組を行うのかを定めるのが、今回策定するプランであると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今いただいたご意見等は是非プランの中に反映させてまいりたいと考えております。今回、基準値として出している数字は当事者アンケートの集計値ですので、これから内容の分析を行いながらプランに落とし込んでいく予定としております。</p> <p>また、人手不足についても、人材育成のための取組であったり、市民に対する障がいへの理解啓発が重要であると思いますので、障がい分野に限らず介護分野等とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>相藤会長</p>	<p>先ほど話に出た「インクルーシブな社会」というのは、市民がより分かりやすいように「共生社会」という言葉が使われているのかと解釈しましたが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりでございます。ソーシャルインクルージョンとはつまり「社会的包摂」ということで、地域の皆さんが寄り添い合い、全員が社会に参画することであると考えておりますので、「共生社会」という文言にその意</p>

	味を込めさせていただいたところです。
相藤会長	他に何かございませんか。
植田委員	<p>インクルーシブ教育に関して、地域の学校で学ぶことが原則であるということ発信していただいているということで、ありがとうございます。プランの中にそういった内容が書かれていなかったのもっと熊本市の取組としてアピールして良いのではないかと思います。素案には、「インクルーシブ教育のための特別支援教育の推進を図ります。」という文言がありますが、特別支援教育というと、支援学校や支援学級など、どうしても通常学級と分けるというような意味が先行してしまうような気がします。地域の学校と一緒に学ぶことができるインクルーシブ教育を目指すのであれば、そのための環境整備についても記載する必要があるのではないかと思います。</p> <p>2点目です。働きやすい条件整備について、ご回答ありがとうございました。現在、熊本市で働いている障がいのある方から「働きづらい」というご相談を受けたので、質問させていただいたところです。相談の内容としては、「自分に合った仕事が見つからない。」ということでした。今の部署での仕事が難しいと感じてはいるが、他の部署にどんな仕事があるのか分からないため、人事課に相談してもうまくいかないそうです。また、上司からの理解はあっても同僚からの理解がないという状況もあるとのことでした。市役所内においても、障がいの特性に合った配属先や業務内容について相談できる体制を整えて、もう一步踏み込んだ働きやすい環境づくりを行っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>市役所内では、当課で行っているチャレンジ雇用を含め、人事課と労務厚生課と協力しながら障がい者の働きやすい環境づくりを見直しているところでございます。また、来年度以降の話になりますが、全庁的な話し合いの場を作り、障がいのある方が市役所内外の様々な場所で働く機会をつくるためにはどうすれば良いかということを検討していく予定としています。市役所内の働きやすい環境づくりについても、今後そのような場で答えを出していけたらと考えております。</p>
高三瀨委員	<p>今の就労関係のことで補足させていただきます。皆さんご存知のとおり、来年度は報酬改定が予定されています。今回の報酬改定の大きな目玉の1つが就労支援の具体化です。いわゆる障がい者の就労アセスメントをしっかり報酬でみようということでございます。植田委員のご質問のとおり、いわゆる受入れ側でどのような工夫がなされるかという内容もセットで考えなければなりませんが、今、国では、まず働き手である障がい者が何を強みとするのか、そして何をサポートとして必要とするのかというアセスメントを具体的にしていこうという議論がなされているという状況をお伝えさせていただ</p>

	きます。
相藤会長	その他に何かございませんか。
堅島委員	<p>育成会の本人部会に、転職を繰り返して今やっと良い職場に恵まれた方がいます。そこに至るまでには、保護者の方や熊本市障がい者就労・生活支援センターの方の支援を受けながら、何年間も職場探しをしていたので、その分、やっと将来の生活が見えてきたと大変喜んでいらっしゃいます。</p> <p>働きやすい職場というのは、やはり人間関係がすごく大事だと思います。障がい者には敏感な方も多いので、対応は大変だと思いますが、気長に優しく接してくださる職員が同僚にいたら、働き続けられる方は多いように思います。</p> <p>また、インクルーシブ教育についてですが、昔は特別支援学級の職員がたくさんいて、通常学級と支援学級の交流も多かったように思いますが、だんだん職員の数が減り、交流したいけど随行する職員がいないために交流ができなくなってきています。おそらく、子どもたちは学校生活の中で障がい者に対する忌避感を覚えて、そのまま大人になります。何とか学校教育の中で、障がい者と交流できるような機会があれば、偏見もなくなっていくのではないのでしょうか。また、今、「くまぐま隊」という啓発活動をしているのですが、あるお母さんから、「障がい」という言葉を出さないで啓発活動をしてくださいと言われたことがあり、大変困りました。小中学校で子どもたち自身が障がいとふれあう機会を作ることで、こうした保護者の偏見もなくなっていくのではないかと思います。</p>
宮田委員	<p>基本目標2「質の高い地域生活の実現」の1-(2)-③の「家族に対する支援」は、私たち家族会にとっては重要な項目です。実は今、埼玉県、北海道、長崎県が、ケアラー支援の条例をつくっており、「みんなねっと」という全国の団体や私たち家族会も、ケアラー支援の法制化を進めてほしいという運動をこれから実施していこうと考えています。</p> <p>去年、障害者権利条約についての総括所見というものが出て、これに基づいて、日本は家族に対するケアラー支援が制度的に追いついていないのではないか、当事者に対する地域移行支援が足りていないのではないかと、権利擁護についてはもっと踏み込んでいくべきではないかと、居住支援が不十分ではないかという意見が出されています。</p> <p>これらの意見は、専門家や行政が社会資源づくりを行いながら家族・当事者と結びついていくという、3者が協力する構図のイメージを私たちが持つために、非常に重要なポイントだと思います。そういったイメージを持つことで、介護を家族任せにせず、社会化することができるのではないのでしょうか。</p>

	<p>今回のプランでも、何かそういった根本的な原理のような内容を書いていると、熊本市はこういう方針で施策を進めていきますということが、市民に分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>もう一つの意見として、今回のプランの基本理念に「活躍」という言葉が出てきました。事前質問において、松村委員が、「活躍」とは「就労」のことだけを指しているのではないかとおっしゃられていたかと思えます。私は、これに対する市の回答が、ずれているように感じました。「就労」、「文化スポーツ」、「外出移動支援」、「意思疎通支援」に力を入れていくという市の回答は、やはり「就労」が主になっていて、「生きる」、「生活する」、「自分を取り戻す」ということが従になっているように思えます。私は、生きることと働くことは、同じ比重で制度や政策を作っていくべきだと思います。「生きる」よりも「働く」のほうに重点を置かれたこの構図は再考する必要があるのではないのでしょうか。</p>
相藤会長	<p>宮田委員がおっしゃられたように、ケアラー支援については、かなり問題になっていると思います。また、今はヤングケアラーの問題も深刻です。そういった状況を踏まえて、もう少しプランも深掘りできれば良いなと思います。</p> <p>また、「生きる」と「働く」については、私個人としては「就労」という言葉が、いろんな意味での働き方を示しているのではないかと思います。それは、イコール「生きる」ということにも繋がって、生きる喜びに繋がるのではないかと思います。</p> <p>皆さんのお考えはいかがでしょう。</p>
松村委員	<p>そういう気持ちを込めて質問を出しました。おそらく市の方も、十分に分かっているだろうと思いつつ意見しているところですが、やはり宮田委員がおっしゃるような、この場で根本的なところを議論して確認し合っていくことは大事だと思います。</p> <p>また、障がい者自身に問題があるとして、リハビリや療育によってその障がいを克服して社会参加を促す「医学モデル」の考え方ではなく、社会的障壁をなくしてみんなが参加できる社会を作る「社会モデル」の観点に基づいて策定されるプランであるということは、揺るぎないことだと思います。だからこそ、その土台の上に成り立ったプランに基づいて、障がい者の自己決定の支援、インクルーシブ教育の推進、就労支援の充実等に繋がっているのだと認識しています。</p>
宮田委員	<p>私が先ほどの意見を申し上げた理由は、「私は一般就労できる。就労継続支援 A 型・B 型事業所には行かない。私はそういう人間ではない。」という意識が強い障がい者が多いからです。もちろん、市が「生きる」と「働く」を同</p>

	<p>等に考えていらっしゃることは理解していますが、当事者たちは必ずしもそうではありません。無理に働くのではなく、階段を1つ1つ登るように社会参加を目指していくことを当事者が理解できるよう、そしてそれを支えるプランであってほしいと願っています。</p>
相藤会長	<p>別の会議において、障がい者の幸せの指標として「熊本市障がい者就労・生活支援センターから一般就労した人の割合」が示されていましたが、それだけが本人の幸せではないと感じました。就労継続支援A型・B型事業所でも、そこで一生懸命働いていれば「幸せ」を実感できる障がい者もたくさんいると思います。いろんな障がい者がいて、いろんな生き方があるということ踏まえて、プランを作っていただければと思います。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>皆さまがおっしゃるように、「生きる」ことが一番重要であるということは我々も承知しておりますので、その考え方を盛り込んだプランを策定したいと思います。</p>
相藤会長	<p>(2) 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)について</p> <p>それでは次の議事に入らせていただきます。議事の2 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第7期障がい福祉計画とは、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画です。また、第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として、2つの計画を一体化して策定を進めています。</p> <p>計画の内容につきましては、国が示す基本的な指針に基づいて、障がい福祉施策に関する成果目標や、障害福祉サービスの必要量の見込みを定めております。</p> <p>計画の期間につきましては、令和6年度から8年度までの3か年となっております。</p> <p>また、この計画は第1章から第5章までの5章構成としており、現在の計画と同じような構成となっております。第3章の成果目標に変更点がございますので、ご説明します。</p> <p>まず、「2 地域生活支援の充実」について、現在の計画では「地域生活支援拠点の有する機能の充実」となっております。今回、こちらの見出しが文言修正されております。</p> <p>次に、新たな成果目標として、「(2) 強度行動障害を有する者の支援体制の整備」が追加されています。これについては、既存の障がい者相談支援センターを中心とし、地域の関係機関との連携を図りながら対応していきたい</p>

	<p>と考えております。</p> <p>続いて、「3 福祉施設からの一般就労への移行等」についてです。こちらは、既存の目標設定値の見直しに加えて、新たに「(4) 就労支援体制の構築を推進する協議会の設置」を追加しております。これにつきましては、熊本市では既に自立支援協議会の中で就労部会を設置し、毎月1回活動を行っておりますので、その中で対応していきたいと考えております。</p> <p>続いて「4 障がい児支援の提供体制の整備等」についてです。こちらは、新たに「(4) 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置」を追加しています。これにつきましては、今後、協議の場の検討を行ってまいります。</p> <p>続いて、「5 相談支援体制の充実・強化等」についてです。こちらは、基幹相談支援センターに関する内容が追加されています。主なものとして、「(1) 基幹相談支援センターの設置」と「(5) 協議会における個別事例の検討」が加えられております。こちらについては、熊本市では既に基幹相談支援センターを9か所設置し、個別ケースへの後方支援等を行っておりますので、引き続き取り組んでいくこととしています。</p> <p>続いて、裏面をご覧ください。</p> <p>第4章として、障害福祉サービスの必要量の見込みを整理しております。こちらにつきましては、国が示す基本的な指針や、現在の利用者の状況・実績を踏まえた直近の伸び率等に基づいて、数値を定めているところです。なお、コロナ禍における影響があったサービスにつきましては、その部分を考慮して見込み量の算定を行っております。</p> <p>今回、新たに「1 障害福祉サービス」の「(2) 日中活動系サービス」における「就労選択支援」というサービスが追加されています。また、「4 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」については、精神障がい者の自立訓練（生活訓練）が新たに追加されているところです。</p> <p>第5章については、現在の計画と変更はございません。</p> <p>今後の進め方については、先ほどのプランと同様でございます。</p> <p>資料の説明は以上です。引き続き、委員の皆様から事前に頂いたご意見・ご質問について、資料「質問・意見への回答」に沿って回答してまいります。回答はそれぞれの担当課からご説明します。※「質問・意見への回答」参照</p>
相藤会長	ただいまの説明に関して、ご質問はありませんか。
宮田委員	<p>第3章の「4 障がい児支援の提供体制の整備等」の「(1) 重層的な地域支援体制の構築」というところで、「重層的」という言葉が使われていますが、最近、重層的支援体制構築事業というものを実施している市町村があります。実際に、当事業を実施している松戸市と世田谷区に見学に行ってきたところ、</p>

	<p>世田谷区では引きこもり支援、松戸市ではこども支援において重層的支援体制を構築されていて、「重層的」という言葉が一般的に使われるようになってきていると感じました。</p> <p>今回の福祉計画の概要を見ると、障がい児支援の方には「重層的」という言葉が出てきますが、それ以外の項目の中では出てきません。先ほどご説明いただいたプランの中身は、いわゆる重層的な支援体制を提案するものになっているように思いますので、せっかくなら「重層的」というキーワードを盛り込んではいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>熊本市の障がい児支援においては、今後、児童発達支援センター機能強化事業を全区で実施して質の平準化を図り、重層的な支援体制を構築していきたいと考えているところです。もちろん、障がい児支援以外の部分においても重層的な支援を提供していくこととしておりますが、見出しに「重層的な」という言葉を入れるかどうかについては、また検討させていただければと思います。</p>
古閑委員	<p>人材の確保と定着について、松村委員からもご意見をいただきましたが、これは事業所においても深刻な問題で、人材を確保しても、定着には至らないという現状があります。特に学生等の若い世代に、福祉を魅力ある仕事だと感じていただくためには、やはり報酬単価の見直しが必要であると感じます。ぜひ熊本市のほうから、国へ投げかけていただきたいと思います。願っております。</p>
事務局	<p>我々も同様の考えでございます。先ほど松村委員と宮田委員がおっしゃられたように、福祉とは「生きる」こと、つまり「命」に関わる重要な仕事であるということを、市民に発信していきたいと考えております。</p>
古閑委員	<p>情報発信という部分では、事業所においても大学のソーシャルワーク実習等の受入れを積極的に行っていますが、どうしても学生の就職に結びつかない現状があります。福祉系・介護系の大学で学ばれている学生に対する情報発信にも力を入れていただければと思います。</p>
事務局	<p>教育委員会とも連携をとりながら、全庁的に取り組んでまいります。また、先ほどの報酬単価の見直しにつきましては、今後も国に対して要望を続けてまいります。</p>
松村委員	<p>人手不足への対応として、報酬単価の見直しを国へ要望することしかできないのは、我々としても苦しく感じます。国が決めた報酬単価に従うだけではなく、熊本市が独自でできる事があるのではないのかなと思います。例えば、ボランティアや短期雇用、シルバー人材の活用等、とにかく人を増やす柔軟な視点を、プランや計画に盛り込んでいただきたいと思います。</p>
宮田委員	<p>本日は玉垣委員がご欠席ですが、中小企業家同友会のダイバーシティ委員会の中で常に議論になるのが、やはり人手不足です。特に福祉労働者の不足</p>

	<p>は深刻です。今、労働市場における人の流れとして、熊本の人は福岡に行き、福岡の人は広島に行きます。そして、広島の方は大阪や東京に行きます。このような、西日本全体の労働市場の構図を含めて議論しないといけません。</p> <p>また、中小企業家同友会では、障がい福祉の人材確保のために支援学校との懇談会を実施しています。例えば、そういった場に福祉・介護系の大学の先生方をお呼びして、情報交換をするなどの取組が必要になってくるのではないかと感じているところです。</p>
相藤会長	<p>熊本学園大学でも、福祉コースの中で実習等を組み込んでいます。先ほど古閑委員がおっしゃられたように、事業所に実習に行く学生もいますが、やはり多くの学生は一般企業に対する意識が強いように思います。しかし、中には、自分の家族の境遇や、ボランティアに参加したことがきっかけで、人の役に立ちたいという思いで志望してくる学生もいます。そういった学生たちをなるべく福祉へ繋がるように働きかけてはいますが、1つ困っているのが、募集時期が遅いことです。福祉は欠員が出ないと募集がありませんし、正規職員で入りづらいという面もあります。ただ、最近では人手不足ということもあって早い時期から募集している場合もありますが、結局、給料の面で学生からは選ばれないという現状があります。</p> <p>悲しいことに、今年度で熊本学園大学の介護福祉コースは閉講しました。最後の卒業生は2名でした。</p> <p>熊本保健科学大学ではどういった状況でしょうか。</p>
山野委員	<p>保健科学大学は、あくまでも医療の専門職を養成する大学です。私は作業療法士を養成していますが、福祉に関することもカリキュラムに組み込まれています。例えば、老人保健施設や、放課後等デイサービス等の実習に行くこともあります。やはり大半の学生が、病院や診療所に就職しますが、福祉系の高齢者施設や放課後等デイサービス等に強い関心を持って、そちらに就職する学生が、少なからずいるのは事実です。</p> <p>最近、ベテランの作業療法士の方が起業して、放課後デイサービスを立ち上げるケースが増えています。そして、そこに医療の専門職が就職しているという状況もありますが、やはり学生の話を見ると、入職した後にしっかりとした卒後研修ができるか、自分を大事にしてくれるか、というところが大きなポイントになっていて、そういった支援体制が見えない事業所については、敬遠するというケースがあります。</p> <p>私も、病院や就労系の事業所に呼ばれて、講義や勉強会をさせていただいているところですが、まずは学生が安心して仕事を続けられるような環境づくりが大切だと感じます。養成校や行政等が連携して、学生が熊本で長く働いてキャリアを積んでいけるような、卒前卒後一貫性のある教育の仕組みが</p>

	あると良いのではないのでしょうか。
相藤会長	他に何かご意見等ございませんか。
堅島委員	私が事前質問で5歳児健診の話を出したのは、普通学級に通うグレーゾーンのこどもたちが、何も達成感を味わえないまま不登校になったり非行に走ったりする場合があります。こういったこどもたちも、何か達成感が味わえるような教育を受けることができれば輝けるのではないかと思ったからです。刑務所のボランティアをされていた方も、「軽い知的障がいの方の再犯率が高いから、やっぱり学校教育が大事ですよ。」とおっしゃられていたので、お伝えしたいと思いました。
相藤会長	ありがとうございます。他に何かございませんか。
山田委員	福祉計画について少し気になったところを1つだけお尋ねさせてください。先ほどの「生きる」イコール「働く」に関する話ですが、最近、一般就労が、あたかも全ての人が目指すものというような風潮を感じています。就労移行支援事業所の立場で言うのもですが、私は、「生きる」イコール「働かない」というのも大事な自己決定であり自己選択であると思えますし、全員一般就労する必要があるのかと、疑問視しているところです。 今回、この福祉計画の中でも、一般就労がメインとなっていますが、福祉的就労と言われる就労継続支援A型・B型事業所で働く方々は、就労移行支援を利用されている方よりはるかに多いです。そういう方々の生活の基盤となる経済的支援、いわゆる工賃向上等に関する指標が、計画の中に出てこないことに疑問を感じました。
事務局	福祉計画については、国が示す基本的な指針に基づいて策定しているものになりますので、福祉的就労に関する取組についてはプランの中で盛り込ませていただいているところです。例えば、工賃向上のために商品の販売会を開催したり、支援者のスキルアップのために研修を実施したりと、既に取り組んでいるものもあります。今後も、さらに充実させていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。
相藤会長	他に何かございませんか。
松村委員	パブリックコメントの実施時期はいつ頃になりますか。
事務局	12月下旬から1月を予定しております。
相藤会長	それでは本日の議事が終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。
進行	3 閉会